

令和4年度 室戸市ウエルネスシティ基本構想策定委託業務仕様書  
(受託候補者の選定後、仕様書の調整を行うことがあります。)

1 業務名

令和4年度 室戸市ウエルネスシティ基本構想策定委託業務仕様書

2 業務の目的

室戸市全域の海岸線53.3km海岸堤防等をタラソテラピーロード(海洋療法に伴う潮風道路)と位置づけ「温暖な気候、豊かな自然、安全で歩きやすい環境のもと潮風による海洋療法効果が期待できる」ことをコンセプトとした整備を行い、市民の健康づくりはもとより、「シレストむろと」「室戸ジオパーク」等既存の健康・観光資源を活用、推進及び情報発信するため市内の医療機関、宿泊施設と連携し、健康志向の要素を備えた体験プログラムや滞在型ウエルネスツーリズムを提案し、新たな観光客の誘致につなげること、またリピーターを増やし、持続可能な観光資源とすることを目的とした基本構想を策定する。

3 委託期間

契約締結日～令和5年3月27日(月)まで

4 業務の概要

本業務で委託する内容は、次のとおりとする。詳細は市と協議のうえ、決定するものとする。

(1) 基礎的調査

①タラソテラピーロードを整備するにあたり立地環境調査、資源調査

- ・海岸堤防の利用可能エリアと国道等との接続方法の調査
- ・ウォーキング、ランニング、サイクリングが可能なエリアの調査
- ・屋外でのヨガや体操ができるスペースの設置場所調査

②健康を視点とした新たな室戸の資源調査

- ・海、陸、食、文化等ウエルネス資源の発掘・整理を行い、それらを健康につなげる魅力的なコンテンツとして提案する。

(2) 基本構想の策定

① 上記(1)を踏まえ安全性に配慮されたタラソテラピーロード(ウォーキングコース等)の整備イメージ図(案)を示すこと。

② タラソテラピー(海洋療法)の効果と検証

- ・海外等の事例紹介と室戸で期待できる効能の検証
- ・潮風や日差し、風景のウエルネス効果の研究

③ 市民の健康づくり

- ・上記(1)①の調査に基づくウォーキングコースの距離や消費カロリーが掲載されたパンフレット(案)
- ・上記(1)②の調査に基づく市民の健康づくりにつながるプログラム

④ 健康を視点とした新たな観光資源の創出と情報発信・販売促進活動の計画

※提案プログラム等について、イニシャルコスト、ランニングコスト、収益見込み等の試算を実施すること。

⑤ 産業等まちの活性化につながる提案

(3) 会議運営支援

調査した内容や構想案についての会議資料を作成し、検討委員会の会議に参加する。検討委員会の行う会議においては、会議の進行、説明、会議録の作成等を行う。会議については、少なくとも3回開催する。

5 成果物（事業報告書）の提出

(1) 提出書類

本業務の成果物は次のとおりとする。

成果物	形式	提出部数
ウエルネスシティ基本構想	電子媒体	1部
	製本	10部
ウエルネスシティ基本構想（概要版）	電子媒体	1部
タラソテラピーロードの整備イメージ図（案）	電子媒体	1部
	製本	10部
調査データ集	電子媒体	1部

その他本業務の着手及び完了にあたり着手届、工程表、完了届、委託業務引渡書、請求書等を提出しなければならない。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和5年3月27日（月）

(4) その他

成果品の審査

- ・受注者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- ・成果品審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査をもって業務完了とする。

## 6 留意事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、最低賃金法等、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、第三者に委託することで業務の効率化が図れると市が認められた場合には、業務内容の一部についてのみ委託することができる。

### (3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、市個人情報保護条例を遵守すること。

### (4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 著作権

本業務の履行に当たり生じた成果物は、本市に著作権を譲渡するものとし、本市が請求をした場合には、他に著作権を有している者がいるときを除き、本市が指定する方法で引き渡すものとする。

## 7 その他

(1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、本市担当者と調整を図ること。

(2) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、指示を受けるものとする。

(3) その他必要な事項は、市と受託者が協議のうえ決定する。